

消費生活 出前講座

へ講師を派遣します!

県内どこでも 無料で実施!

ネットショッピングで失敗してしまった…
身に覚えのない請求・引き落としがある…
リフォーム工事を解約できるだろうか…
などの消費者トラブルで困ったことはありませんか？

トラブルを防ぎ、賢い消費者になれるよう、
ご要望のテーマでお話ししますので、お気軽にご相談ください。

特徴

- ・日頃から消費者トラブルに関する相談対応に当たっている相談員が事例を用いながら丁寧に分かりやすく説明します。
- ・講師が県内各地に出張します。
- ・講師への謝金は県が負担します。無料で実施できます。

さまざまな研修の場で活用できます

- ・小・中・高校・特別支援学校の生徒・教職員・保護者向け講演会
- ・福祉関係者の勉強会
- ・地域団体等の地域で見守り活動を行う団体等の研修会
- ・企業・団体等の事業所での研修 など

さまざまなテーマに対応します

- ・高齢者・障がい者を取り巻く消費者トラブル
- ・若年者を取り巻く消費者トラブル
- ・インターネット取引・SNSをきっかけにした取引に関する消費者トラブル
- ・製品安全に関する消費者トラブル
- ・SDGs・思いやり消費(エシカル消費)の普及に向けて

申込方法・その他

- ・実施期間は2026年4月1日から2027年3月31日までです。
- ・講座実施希望者は、実施希望日の40日前までに申込書(別紙)に必要事項を記入し、県消費生活センターに電子メールでお申し込みください。
- ・本事業の実施は、令和8年度鳥取県当初予算の成立を条件とします。

悪質商法にあわないように
消費者教育を受けよう!



鳥取県消費生活センター
消費者ホットラインイメージキャラクター
ほっとライオン

詳細はコチラ▼



(鳥取県HP)